

平成24年4月27日

一般社団法人日本広告業協会
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟
一般社団法人日本ポストプロダクション協会
会員社各位

音声レベル運用規準（ラウドネス）について

本年10月から運用が開始される「音声レベル運用規準（ラウドネス）」につきまして、日本広告業協会、日本アド・コンテンツ制作社連盟、日本ポストプロダクション協会は、これを遵守すべく会員社への周知活動を行っております。

さて、その平均ラウドネス値「 -24.0LKFS 」は、運用上、 $\pm 1.0\text{dB}$ の許容範囲を持ってありますが、三団体においては、この許容範囲はあくまでも生放送を含む番組に対する許容範囲という認識でおります。

したがって、ステレオ/モノラルCM制作においては、そのターゲットラウドネス値である「 -24.0LKFS 」を上限として遵守していきたいと考えており、このたび三団体共同で、この文書を三団体の会員各社へお送りすることと致しました。ぜひご理解いただきご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

(※)但し5.1chサラウンドCMの場合は、T032-2011の4.2.1-②項に準拠して下さい。

なお、日本広告業協会作成の“テレビCM素材搬入基準「音声レベル運用規準」の適用について”の説明会資料PDFを、日本広告業協会ホームページに掲載しておりますので、宜しくご参照ください。<http://www.jaaa.ne.jp/>

本件に関するお問合せは

一般社団法人日本広告業協会 小田 崇介
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟 長谷川浩二
一般社団法人日本ポストプロダクション協会 柴原 邦彦
へお願いいたします。